

追 加 議 案 目 録

令和 7 年 6 月春日部市議会定例会

議案第 7 3 号	春日部市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部改正について・・	50
議案第 7 4 号	春日部市選挙長等の費用弁償条例の一部改正について・・・・・・・・・・	53
議案第 7 5 号	令和 7 年度春日部市一般会計補正予算（第 2 号）について・・・・・・・・	55

議案第 73 号

春日部市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部改正について

春日部市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラの作成の公費の支払の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

春日部市選挙運動費用の公費負担に関する条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（選挙運動用ビラの作成の公費の支払） 第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価<u>8円38銭</u>に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 （選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額） 第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める選挙の区分に応じた枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。 （選挙運動用ポスターの作成の公費の支払） 第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」	（選挙運動用ビラの作成の公費の支払） 第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価<u>7円73銭</u>に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 （選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額） 第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める選挙の区分に応じた枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。 （選挙運動用ポスターの作成の公費の支払） 第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」

という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.3を乗じて得た数(1枚未満の端数がある場合には、その端数は、1枚とする。以下「枚数の限度数」という。)の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。	という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.3を乗じて得た数(1枚未満の端数がある場合には、その端数は、1枚とする。以下「枚数の限度数」という。)の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条、第10条及び第13条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 7 4 号

春日部市選挙長等の費用弁償条例の一部改正について

春日部市選挙長等の費用弁償条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、春日部市選挙管理委員会の管理する選挙等における選挙長等の費用弁償の規定を改正したく提案いたします。

春日部市選挙長等の費用弁償条例の一部を改正する条例

春日部市選挙長等の費用弁償条例（平成１７年条例第４８号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（春日部市選挙管理委員会の管理する選挙等における選挙長等の費用弁償） 第１条 春日部市選挙管理委員会の管理する選挙又は投票における選挙長等の職務のために要する費用は、一回の選挙又は投票ごとに次の区分により弁償する。 選挙長 <u>12,200円</u> 開票管理者 <u>12,200円</u> 投票所の投票管理者 <u>14,500円</u> 期日前投票所の投票管理者 <u>12,800円</u> 選挙立会人 <u>10,100円</u> 開票立会人 <u>10,100円</u> 投票所の投票立会人 <u>12,400円</u> 期日前投票所の投票立会人 <u>10,900円</u>	（春日部市選挙管理委員会の管理する選挙等における選挙長等の費用弁償） 第１条 春日部市選挙管理委員会の管理する選挙又は投票における選挙長等の職務のために要する費用は、一回の選挙又は投票ごとに次の区分により弁償する。 選挙長 <u>10,800円</u> 開票管理者 <u>10,800円</u> 投票所の投票管理者 <u>12,800円</u> 期日前投票所の投票管理者 <u>11,300円</u> 選挙立会人 <u>8,900円</u> 開票立会人 <u>8,900円</u> 投票所の投票立会人 <u>10,900円</u> 期日前投票所の投票立会人 <u>9,600円</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第１条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は投票について適用し、同日前にその期日を公示され又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

議案第 7 5 号

令和 7 年度春日部市一般会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度春日部市一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

